

奈良県告示第五十九号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・五・二八一号 立野中環状線	生駒郡三郷町立野北一丁目
大和都市計画道路三・五・二八四号 勢野中環状線	生駒郡三郷町信貴ヶ丘一丁目、勢野西二丁目、勢野西三丁目、勢野東二丁目及び勢野北二丁目

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び三郷町環境整備部都市整備課

三 縦覧期間

平成二十九年五月九日から同月二十三日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十九年五月二十三日までに必着するよう提出すること。